

令和6年度 第3回江津市農業委員会総会
日時：令和6年6月20日(木) 午前9時30分～
場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第7 議案 第1号 非農地証明について
- 第8 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について
- 第9 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子
9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○ 出席推進委員（10名）

壱岐和功、平野庄次、野村耕平、仲津和法、盆子原温、野田英夫、
湯淺憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和6年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会長 おはようございます。田植えが終った後で、今年も梅雨入りが若干遅れておりますけど、天気をみますと土曜日くらいから雨が降るような感じです。これから雨の時期になりますけれど、その間でも非常に暑いので、猛暑が続いてい

くと思います。どうぞ、皆さま、水分補給をしっかり補給しながら体調管理をしていただきたいと思います。さて、先月5月29日、東京で全国農業委員会会長大会が開催されまして、各都道府県から会長等、約1,800人の参加がありました。島根県農業会議からは18名の参加で、私と大賀事務局長も参加をさせていただいたところです。特に、食料、農業、農人基本政策の具体化に向けた政策提案が提起されましたが、食料安全保障の確立、地域計画の策定、農業委員会組織の予算確保、並びに、体制制度の実現に向けた取り組みなどが採決されました。その後、衆議院議員第二議員会館に伺い、島根県選出の青木議員、舞立議員、三浦議員、高見議員、高階議員の5人の国会議員への要請と意見交換会がありました。また意見交換の後、交流会がありまして、それぞれの市町の会長、事務局から要請をしてきたところです。特に、私と事務局長は初めての参加でしたが、近年の鳥獣被害の増大、生産資材の高騰、地域の人口減少、過疎化、荒廃農地の増加など、実情を説明し、対応をお願いできないだろうかということをお願いさせていただいたところです。また、6月12日ですが、新規の青年等就農認定審査会がありました。20歳代後半の若いご夫婦が1ターンで桜江地区へ移住し、新たに水稻を中心に、人参、蕪など有機野菜の栽培を営んでいるとのことで、喜んで受け入れたいと思っています。なにぶん、若く農業未経験者のご夫婦であり、試行錯誤しながら営農活動を行うということですので、是非、農業委員の皆様も、応援をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、ただいまより、令和6年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、本多推進委員から欠席の連絡がありました。出席委員は、過半数以上ありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には拳手の上、指名を受けてからお願ひをいたします。

会長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 ご了解をいただきましたので、4番 原田委員、5番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

≪ 桜江町川越・桜江町市山≫

会長　　日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」の1から3についてを一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局　　報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出です。合意解約3件です。賃借人は同一で、●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●番地●です。1番、2番は、認定農業者から別の扱い手へ借替を行うことでの解約となっております。1番です、農地の所在桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。賃貸人は●●●さん、●●郡●●町●●●●●番地●です。解約日は令和6年5月22日、解約成立日は令和6年6月4日、引渡時期は令和6年6月7日です。2番です。桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。賃貸人は●●●さん、●●市●●町●●●番●●●●●です。解約日は令和6年5月27日、解約成立日は令和6年6月4日、引き渡し日が令和6年6月7日となっております。3番です。桜江町市山●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。解約届出日は令和6年6月3日、解約成立日は令和6年6月6日、引渡時期は令和6年6月6日です。3番は、売買事業で所有権移転のための解約です。以上です。

会長　　ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長　　質問等が無いようあります。報告のとおり、農地法第18条第6項の規定による届出の1から3についてはご了承願います。

≪ 後地町 ≫

会長　　日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

事務局 番号は1番。農地の所在は後地町●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。理由としましては、譲受人の経営面積の拡大です。状況は、譲受人が、梅、柿を植栽するため、所有権移転をし、隣接する農地と一体的な活用するということです。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

藤井委員 位置図1ページをご覧ください。18日に現地を確認しました。地図の中央から左上に信号があり、国道9号線の●●交差点です。ここから南に●●●m進んだ●●●●●の前の市道を挟んだ道路沿いの農地です。現在は耕作放棄地のような感じです。4月にも隣接する農地を取得されています。整備後に果樹を植え付けるということをおっしゃっていました。斜線の農地の下の農地も、現在、梅が植えられていますので同じようにされるのではないかと思います。特に問題無いと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

« 黒松町 »

会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は黒松町●●番、地目は田、面積は●●m²、黒松町●●番●、地目は畠、面積は●●●m²、黒松町●●●番●、地目は畠、面積は●●1m²です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●●丁目●●番●●号、

譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●番地です。理由としましては、譲渡人が遠隔地に居住しており、耕作が困難ということで親戚にあたる譲受人に所有権移転して管理してもらうということです。現地を確認しましたら、●●番は数年前の災害の時に畦畔が崩れて、耕作困難で、今後は草刈り等で管理すると言っておられました。●●番●はなにも耕作されていない、これから草刈りをするということです。●●●番●は耕作しておられました。以上です。

会長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 位置図2、3ページをご覧ください。譲受人の方は●●●番●に隣接に居住している方でした。3ページの●●番と●●番●は草刈りをしていないので、かずらが繁茂していますが、立ち木等も見当たらないので申請の通り耕作可能だと思います。また、3ページの黒松町●●●番●は事務局が話したとおり、隣接地も含めて、畠等で使用しておられましたので別段問題はないと思います。●●●さんは市内在住ですので申請のとおり認めているのではないかと思います。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

« 二宮町神主 »

会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3番です。農地の所在は二宮町神主●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。理由は、譲受人の農業経営拡大の

ためです。現地を確認しましたら、整地はしてありましたが植栽してなかったようです。今後、植栽管理見込みです。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 4 ページをご覧ください。斜線の右上から広域農道が通っています。

図面右上に二宮町の●●●●●●があります。申請地には、一部柑橘類だと思いますが植えてあります。遠縁にあたる●●●さんに売買されるということで管理においても特別問題がないと思いますのでよろしくお願ひします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決するごとに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

≪ 波積町北 ≫

会長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4 番です。農地の所在は波積町北●●●番、登記簿は田、現況は畠、面積は●●●●m²です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。理由は農業経営拡大のためです。状況的には、細長い農地の一部を耕作している状況でした。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図 5 ページをご覧ください。この場所は、次頁の農地法第 3 条⑤の地図の中央上に向かっている市道を道なりに進み、分岐を右に入り、つきあたり

に位置します。申請地の●●●番ですが、壱岐さんと一緒に現地に行ってまいりました。事務局からありましたように、元は田と畑で、細長いけれど大きい土地でして、現在は、マコモダケが植えてあります。マコモを拡げていくという話を壱岐さんに確認していただいています。特に大きな問題はないと思します。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

≪ 波積町北 ≫

会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 5番です。農地の所在は波積町北●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、波積町北●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町北●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、波積町北●●番●、地目は田、面積は●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地です。理由は農業経営拡大。状況は、譲受人が所属する●●●●●●が県道沿いの残土処理で駐車場みたいになっている申請地を重機で整備して畑として活用することです。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 位置図6ページをご覧ください。現況は事務局が調査されたとおりです。かなり昔のことで、現在の県道拡幅工事によって発生した残土を●●さんの田の全体に盛って、一部は小さな山たような形状になっております。樹木が立って

いるようなことではありませんので、改めて耕作できる状態には整備できるのではないかと思われます。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決するごとに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

農地法 第4条

« 跡市町 »

会長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請です。

番号は1番。農地の所在は跡市町●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。転用の目的は墓地です。転用状況は、平成5年3月から墓を建てており、先々月にこの墓を含めた農地としての所有権移転を承認したところで、改めて墓地の部分だけの分筆を行っての農地転用ということです。工期は記載してありますが、平成5年3月からとすでに墓がたっているため、状況をふまえて、謝罪を含めた顛末書が添付してありました。以上です。

会長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 位置図は7ページをご覧ください。申請地は地図左側中央の県道皆井田江津線を右折し、市道新山中線を山中方面に●●●m進んだところに位置します。13日に野田推進委員と現地を確認しました。この議案は令和5年度第12回、3月の総会で審議していただいて許可がおりている農地で、今回は、所有権移転と分筆の登記を終えて、墓地部分の事務処理として、申請が提出されたとこ

ろです。よろしくお願ひします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決するごとに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

« 二宮町神主 »

会長 次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

番号は1番。農地の所在は二宮町神主●●●番●●、地目は畠、現況は雑種地、面積は●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●です。譲受人は、●●●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用目的は、宅地造成です。状況としましては、市道沿いの不作付農地を宅地に造成するということです。対価は10aあたり●●●千円です。工期は、許可の日から令和6年11月末日までです。担当委員が藤井委員になっていますが、記載間違いで、深野委員です。両委員には連絡を行って謝罪及び現確認をお願いしたところです。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図は8ページです。斜線の部分ですが、二宮町神主の●●地区という地域で、国道9号線から南側に道路が接続しておりまして、中央部分の青山2号線から南側に●●●m進んだ交差点を左折し●●m進んだ道路沿いの場所です。位置的にはこのすぐ近くに●●●●●があります。現地を確認したところ、耕作はされていませんが、管理されていて、それほど草は生えていませんでし

た。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

« 後地町 »

会長 次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は2番です。農地の所在は後地町●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●●●●●、●●市●区●●町●丁目●●番●●号です。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。状況は道路を挟んで隣接に、譲渡人個人が所有する太陽光設備があります。所有権移転を行って、所有者は変わりますが、エリアの拡大ことでの申請です。対価は10aあたり●●●千円、工期は許可の日から令和6年12月31日です。以上です。

会長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 位置図は9ページです。地図で左上に舞の市とかいてある付近に国道9号線があります。●●●から裏手の市道に入り、細い道を●●●m進み、橋を渡ってから、さらに約●●●m進みまして、高速道路の橋脚工事を行っている付近をさらに●●m進んで●●●に隣接した農地です。譲渡人が、何年か前に太陽光発電施設を設置しており、周辺は全く耕作されているような農地はありません。特に問題はないと思います。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決するごとに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《二宮町神主》

会長 次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は3です。農地の所在は二宮町神主●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²、二宮町神主●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²、二宮町神主●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²です。譲渡人は●●●●●さん、住所は●●市●●町●●●●●番地です。譲受人は、●●●●●さん、●●市●区●●●丁目●●番●●号です。転用目的は、貸集合住宅の建築です。現状は古い建物が一軒あり、そこを解体して新たに集合住宅を建築する。対価は10aあたり●●●千円、工期は許可日から令和7年3月31日。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図は10ページです。二宮町で●●●と●●●が合流するその場所から●●●mくらい飯田川沿いの道を進んだ左側の農地です。ずっと以前に、花吉さんという方が家を●●●建てて住んでおられたのですが、息子さんや本人夫婦も他の地域に転居して、半分崩れかかったような空き家が残っています。その●●さんという家と土地を譲渡人の●●●●●さんが継承されまして、この度、譲受人である●●在住の●●さんに売買され、集合住宅を建てるということです。周囲もほとんど宅地化されていますので特段問題ないと私は思います。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

5番委員 申請代理人が前回の太陽光発電の申請と今回の申請と同じですが、なにか譲受人が関係があるのでしょうか

事務局 取り扱っている書士さんが同じだけで、譲渡人、譲受人は全然関係ありません。

会長 ほかにご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。申請のとおり、決するごとに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

会長 挙手多数と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第5条第1項目第6号 (一時転用)

『 桜江町市山 』

会長 次に日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項第6号の規定に農地転用届出の1について(一時転用)」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項第6号の規定に農地転用届出について(一時転用)についてです。農地の所在地は、桜江町市山●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²、桜江町市山●●●番●、地目は畠、面積は●●m²、桜江町市山●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²、桜江町市山●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²です、譲渡人は●●●さん、●●都●●東区●●●丁目●●●番●●-●●●号です。譲受人は●●●●●●●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番地です。目的は、河川工事の残土処理場としての活用です。事業的には、県道桜江金城線の橋梁工事に伴う残土置場とし、事業完了の際には、残土を活用した農地の嵩上げを行うと聞いております。賃借料は10aあたり●●●千円です。転用期間は令和6年6月21日から令和9年3月31日です。以上です。

会長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 位置図は11ページです。18日に浜田県土の工事担当者と工事業者と一緒に現況を確認しました。地図上の方に母抱トンネルがあります。そこから八戸川に沿って長谷方面に進んだところに市山集落の入り口です。付近に●●●が

ありましたが、現在は既に撤去されています。新しく付け変わる橋の完成予定が令和8年8月頃です。桜江町市山●●●番●の付近に橋があり、これも新しく架け変わる予定です。この工事は、ハ戸川・玉川治水工事に伴う工事であって、この現場の斜線部分が今回申請地で、この四角に囲まれた空白のところは既に県が買収しています。●●●番●は、●●●の付け替え工事に伴う道路用地として買収されました。現在は諸般の事情で工事が5ヶ月間止まっています。以前は、●●●●●●が申請地を借りて耕作していましたが、治水工事の関係で、耕作をやめており、県が管理をしている状態です。完了予定は、令和9年3月となっています。その際には、橋の付け替えに伴う残土を一時的に保管しておき、最終的には1mくらい嵩上げして農地に戻してから返すという話を聞きました。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 事務局にききますが、届出は桜江町市山●●●番●になっていますが、位置図のほうは●●●番●になっています。どういうことでしょうか。

事務局 ●●●番●が正しいです。すみませんが、訂正をお願いします。

湯浅推進委員 もう一点。届出が今でたんですね？もう仕事に入っておられますよね。重機も入っていますね。工事が止まっているのは取水期だけではないようです。設計ミスなのか知りませんけど、湧水がすごく多くて、排水処理の設計をしていなかったことで、現在とまっているということを業者から聞きました。実際に重機をいれて工事に入っています。届出る前にああいうことをして大丈夫なのでしょうか。

事務局 斜線部分の●●●番●、●●●番●、●●●番●の左側 1/3 は整地されて現況は農地でなくなっています。残りの 2/3 ですが、作付けはされていませんが管理農地という状況です。申請が遅れたのは事実なので、●の担当部署に注意を促します。

湯浅推進委員 実際盛土していますよね？

2番委員 盛土については、●●●橋関連ですが、架け替え工事のための盛土で、この申請地は盛土されていない。もし必要であれば、資料があるので確認をしてもらえたらと思います。

※ 盛土を行っている、行っていないの押し問答状態になった。

会長 また後ほど、終わったら詳しく説明をしていただければと思います。他にご質問はございませんか？

4番委員 結論はどうなりました？

湯浅推進委員 井上委員も確認しているので、私ひとりの意見ではないです。

会長 事務局、現地調査して確認してください。

事務局 事実確認をさせていただき、届出前に工事しているのであれば、●と協議させてもらおうと思います。

湯浅推進委員 実際には、●●●の方から残土があがっているわけですよ・・・。

会長 事務局で確認してもらうのと、加えて、行政の事業がこんな状況ではまずいので、今後の再発の無いようにお願いしたいと思います。

事務局 承知しました。現地を事務局で確認して報告いたします。

2番委員 この空白の部分は●が買収している場所なのですよ。

事務局 その部分は、管理用道路や法面だと思われます。

会長 それでは、質問のあった届出前に工事が進んでいる、盛土がされているという箇所は今回の届出農用地とは対象外ということですね、

湯浅推進委員 確かに整地がされてあります。機械も入っています。ダンプも出入りしています。

2番委員 農地自体には入っていないです。●●●番●と●●●の間と●●がハウスを建てていた所は、元々盛土をして、その上にハウスが建っていたところです。そのことを言っておられるんじゃないかと思うんです。

湯浅推進委員 その盛土じゃないです。別の場所に残土みたいなのがありましたよ。

事務局 もう一度、話をさせていただきたいと思います。状況的には、届出のあった農地は、一時転用を行ってから、その後、工事完了後に農地に復元するという届ですので、そのところはご了承ください。

湯浅推進委員 ただ言いたいのは、●●が届出前にそういうことをされるということがいいのかどうかということです。

事務局 それはいいことではありません。

湯浅推進委員 していいのなら、申請なんかいらないじゃないか。

事務局 工事担当者に確認してから●と協議をします。

6番委員 ●に話をするって、どういう話し方をするのですか？今怒っておられるのは、●●が届出前に工事着工していいのかどうか、事実が正しいのかどうかの確認

は必要だが、農業委員会が文句を言わなきゃいけないんじゃないのですか？

事務局 事後で、顛末書が出てくることも、協議があつて届出が出てくることもある。これは公共工事に伴う農地の一時転用なので届出受理通知を受ける前に、申請地まで影響があるような工事をしていたら問題である。それはよろしくないということで申し入れを行わなくてはならないです。

6番委員 行政がそれやってはいけないですよ。もし抗議をするのなら、それを許したら、ほかの業者が言うことをきかなくなる。一番規律を守らなくてはいけない●●がなにをやっておるのか。

会長 ちょっと事務局、この案件は非常にまずいと思われます。私と副会長と事務局に●●●●●●から説明をしていただくと、今後のやり方について、方針を合わせていかないといけないので、日を改めて、●に出向くか、おいでいただくかの調整をしていただきたい。よろしいでしょうか。

事務局 現地調査をしてから、日程調整を行いましょうか。

会長 現地で●●●●の担当者に立ち会っていただいて協議でよろしいでしょうか。

6番委員 そうなれば、本日の扱いは保留ということでよろしいでしょうか。

会長 そうですね。今日は採決は難しいと思われます。

3番委員 昔は保留ということがよくあったですね。

会長 今回は保留ということでおねがいします。

非農地証明

« 浅利町 »

会長 日程第7、議案第5号、「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員、並びに平野推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号、非農地証明の交付申請です。1番です。所在地は、浅利町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●m²です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。状況としましては、所有者が高齢で農作業をすることができないことに加えて、所有権移転という話が出ていることで、地目変更を行つてから非農地として所有権移転を行うという申請です。以前は草が繁茂していた状況のようですが、境界確認のために草刈りをしたので、写真の

とおり、あまり草が生えていない状況になったようです。以上です。

会長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員 それでは位置図の12ページをご覧ください。6月18日に平野推進委員と現地確認に行きました。図の上の部分で、左右に国道9号線が通っています。●●●と●●●●●の間の市道を入りまして、東側に住宅地があるのですが、約●●●m南に進んだ住宅地の一角に位置します。このあたりは、昔は水田ですが、現在は農地がほとんどないような住宅地の状態、申請地付近にある建物がご自宅です。ちょっと高手になっておりまして、そこから下の斜線の農地まで全部をその方が管理をされています。現況写真をみていただくと草刈りがきれいにされており、問題が無いようにみえるのですが、元々は原野化していました。申請のために、頼んできれいにしていただいたそうです。90歳代で、ご高齢であるため、これ以上管理は難しいとのことで娘さんが手伝って、土地整理のお手伝いをされて、この度の申請になったということでした。周辺は住宅地ということを踏まえて、傾斜地のため、田んぼとしての利用は難しいのかなと感じます。以上です。

会長 それでは平野推進委員から調査結果の報告をお願いします。

平野推進委員 特に私のほうからは申し上げることはおりませんが、藤井委員に同行して確認しました。現況をみると、位置図12ページ、以前は全部、申請地の奥側は田だったと思うんですが、宅地造成をして住宅が建っています。その反対側、昔は田、現況は原野となっていますが、所有者の方が建築物を建てることで、現況写真をみるとかなり管理されている雰囲気があります。また、現地の地図が送られてきましたけど、地域全体のどの区域か、全体地図が配られていないため判りません。ここを特定するまでに時間がかかりました。せめて我々の担当地区の地図、番地が載っているものを配布していただければ確認するにも楽なんじゃないかなと思います。もうひとつ、以上です。

会長 ただいま説明と調査結果の報告がありました。この件についてご質問ございませんか。

6番委員 議論のための議論になると思いますが、厳格にいいますと、丁寧に刈っておられるので、原野かどうか微妙なところで、誰も何も言わずに原野だと通すのはどういうものなのかな。管理されているからOKなのですが、管理しているから農地といえるような感じになってしまふという事もあります。

会長 これは写真を見る限りは非農地証明の定義に反するような感じですが・・・

事務局 管理され過ぎていまして、きれいになっている状況ではあるのですけれど、ただ住宅地が近いということと、本人さんの申請と、それから現況の課税地目が原野という判断が税務課でされていることを踏まえて非農地ということで申請を受けました。

階本推進委員 非農地の場合は、必ず登記所が現地を確認にくる。これだけ管理されている土地を法務局がはたして認めるかどうかがあるのでないか、見解はどうでしょうか。

事務局 法務局が現地をみてから、隣接が農地という状況があったら認められない状況だと思いますが、まわりが宅地になっている場合にはおそらく農地として活用が難しいと認められるのではないかと。

会長 周りが宅地だったら認められる?

事務局 宅地造成した区域の隣接ですから。

会長 隣接には農地があるのでは・・・?

事務局 ないです。

会長 ないですか。みんなの判断を仰ぎましょう。みなさんに採決を求めます。いかがでしょう?賛成の方、挙手をお願いします。

[挙手多数]

会長 挙手多数。よって、非農地証明の1については、証明することに決議しました。

会長 平野さんにいわれた、もう少し詳細なゼンリンの地図、先月もお願いした航空写真や全体像の部分が、担当委員だけでなく、ほかのみなさんにも理解ができるような方策を考えていただきたいなと思います。よろしくおねがいします。

≪ 波積町北 ≫

会長 議案第5号、「非農地証明の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員、並びに壱岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局 2番、3番は、同じところなので一括提起させていただきたいと思います。それでは2番です。所在地は波積町北●●●番、地目は田、現況は原野、面積は●●●●m²、波積町北●●●番、地目は田、現況は原野、面積は●●●●m²

です。所有者は●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地●です。3番です。波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●●m²、波積町北●●●番内●、地目は田、面積は●●m²、波積町北●●●番、地目は畠、面積は●●m²、波積町北●●●番内●、地目は畠、面積は●●m²です、所有者は●●●●さん、●●都●●区●●●丁目●●番●●号です。2番、3番とも農地法3条で申請のあった農地に隣接という位置です。現在荒廃している状況ですが、農地外で貸し借りも考慮した上で非農地証明の申請ということでした。以上です。

会長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 壱岐さんの方が詳しいと思います。写真にありますように、全部杉が植えてあったと思います。波積北というところは、昔から人が住んでおられて、田もかなりあったということです。写真にもありますように、杉が植えられて農地としての利用はむずかしいのかなと思います。

会長 それでは、続いて壹岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。

壹岐推進委員 位置図の5ページの波積町北●●●番地、マコモダケが植えてあったのですが、その川の流れている上流の方で、数年前にも非農地証明で現地確認に行ってくれということがあった。その人の、農地を持っている方のお話ですと、祀られている大きい岩があり、農地はその近くであったといわれて、その岩を探しに行ったのですが、そのときには探し出せませんでした。細い道があったのですが、今回は、この道路が管理されていて、歩いていけるような道路が作ってありました。神聖な岩だということで、しめ縄がかけてあり、付近の農地であったと思われる個所も確認できました。また、今回の申請地も先ほど言わされましたように杉等が植えてあり、山林化しておりますので、非農地証明してもよろしいと思います。以上です。

会長 ただいま説明と調査結果の報告がありました。この件についてご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようあります。採決をいたします。非農地証明の2及び3について、賛成の方は挙手をおねがいします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2および3については、承認することにしました。

農用地利用集積計画

会長　日程第8、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。一枚捲っていただくと集計表がついております。1番、桜江町大貫●●●番●、地目畠、●●●m²、桜江町大貫●●●●番●、地目畠、●●●●m²、桜江町大貫●●●●番●、●●●●m²です、利用権設定する者が、●●●さん、●●市●●町●●●番地です、利用権設定を受ける者が、●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。2番、3番、4番も借り受け人は一緒です。賃貸借で、10aあたり●●●●円、期間は令和6年7月1日から令和16年12月31日までの10年6カ月です。2番です。桜江町大貫●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃貸借で、10aあたり●●●●円、期間は令和6年7月1日から令和16年12月31日までの10年6カ月です。3番です、桜江町大貫●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です、利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●都●●区●丁目●●●番●-●●●号です。賃貸借で、10aあたり●●●●円、期間は令和6年7月1日から令和16年12月31日までの10年6カ月です。4番です。桜江町大貫●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●県●●市●●区●●●丁目●番●●-●●●号です。賃貸借で、10aあたり●●●●円、期間は令和6年7月1日から令和16年12月31日までの10年6カ月です。2ページからは位置図が添付してありますので、ご確認ください。以上です。

会長　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

会長　他に質問等が無いようありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

会長　挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基

づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。案件が多いので手短にお願いします。

事務局 それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてございます。同じように 1 ページ捲っていただいて集計表がついております。もう 1 枚捲っていただいて、番号 1 番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●代表相続人 ●●●さん、●●市●●町●●●-●●●●●号です、利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です、使用貸借、期間は 5 年です。2 番です。桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●県●●市●区●●●丁目●番●●-●●●号です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●区●●町●丁目●番●-●●●号です。賃貸借で 10a あたり●●●●円、期間は 10 年です。3 番です、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で期間は 10 年です。4 番です、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で期間は 10 年です。5 番です。波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、波積町北●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●さん、●●市●●区●●丁目●番●●号、利用権設定を受ける者は、●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で期間は 10 年です。6 番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●

市●●町●●●番地です。賃貸借で物納、10aあたり●●●、期間は10年間です。7番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●県●●市●区●●丁目●番●●●号です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借、物納で10aあたり●●●、期間は10年間です。8番です。桜江町谷住郷●●●番●●、地目は田、現況は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●府●●市●●区●●●丁目●●番●●一●●●号です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、使用貸借で期間は10年間です。9番です。桜江町川越●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃貸借で10aあたり●●●●円、期間は10年間です。10番です。千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。11番です。千田町●●●番、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●番地●、利用権設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で番号10、11の4筆の合計で、年額●●●●円、期間は4年間です。12番です。波子町●●●番●、地目は畠、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●都●●市●●●丁目●番地●号●●●●●号室です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で期間は3年間です。13番です。浅利町●●●番●、地目は田、面積は●●●●●m²、浅利町●●●番●、地目は田、面積は●●●●●m²、浅利町●●●番、地目は田、面積は●●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●県●●市●●●町●丁目●番●●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で期間は20年間です。14番です。浅利町●●●番●、地目は田、面積は●●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●番地1です。

利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、使用貸借で期間は20年間です。15番です。桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●●●●●です。利用権設定を受ける者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で10aあたり●●●●円、期間は10年間です。16番です。桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²、桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、利用権設定を受ける者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で10aあたり●●●●円、期間は10年間です。17番です。桜江町川越●●●番●、地目は畠、面積は●●●m²です。利用権設定する者は●●●さん、●●郡●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で10aあたり●●●●円、期間は10年間です。18番です。桜江町川越●●●番、地目は畠、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、賃貸借で10aあたり●●●●円、期間は10年間です。19番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で、●●●と記載がありますが、全体●●●●●m²で●●●です。期間は10年です。20番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●m²です。利用権設定する者は、●●●●代表相続人●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で、物納10aあたり●●●、期間は10年間です。次のページからは位置図が添付してありますので、ご覧ください。以上です。

会長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

4番委員 利用権を設定する者の中に、代表相続人という方がずいぶんいらっしゃるんですが、これは相続登記が行われていないということですか。

事務局 そうです。通常ですと、相続する前の契約では、誓約書という形式で届出をしてもらい、地権者間で問題が起きないようにしているのですが、昨今、土地に関する権利問題訴訟がけっこう発生するので、代表相続人という表示をさせていただいている。

4番委員 それは法的に問題はないのでしょうか。

事務局 問題はありません。

4番委員 現在は、相続登記をしなさいということを、今年の4月1日から、法務局の方では推進しているのですが、こういうやり方でよかったです相続登記をしなくても通用するんだなというように受け取られる方もいると思うのですけど。それで問題ないのかなと。

事務局 移行期間ということもあるでしょうが、相続登記をしなければならない状況での契約ですが、罰則という部分はなくて、現在の貸借契約を行っています。手法としては、代表相続人を設定し、過半数の同意を得ての貸借契約です。

4番委員 要するに、相続登記されていないけれど一旦お受けする。しかし、法律が今こうなっているから、例えば1年以内に登記してくださいとか、指導的なこともされていないということでしょうか？

事務局 法的には、相続登記するというのは決まっていますので、指導的な部分はこの時点でおこなわれているものではありません。ただ、貸し借りを行うにあたって、相続登記を待っていたらその期間間に合わないために、この手法で契約する場合もあります。

農林堀江係長 基本的には、新たに相続が発生したときに相続登記するという流れだと思います。長期間にわたって放置されていたものなので、それをすぐに相続登記してくださいというのは、なかなか難しい現状があります。基本的には、今年度法施行されてから亡くなった者の相続登記をしましょうということになると思っています。元々あった事柄なので、最終的には相続登記してもらわないとならないのですが、どうしても経費がかかってしまうので、現実問題では難しいところです。しかし、この形式で契約するにも、親戚縁者を調べ上げて、全員に押印してもらうことになるので、だんだん困難になってくると思われます。したがって、全般的に相続登記の推進していく必要があるというように、市としても考えています。

4番委員 わかりましたけど、おそらく、代表者の方が亡くなったら、相続関係が複雑

になってきます。そうなると契約について、指導されたほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

事務局長 今の質問の補足で、4月1日施行時点で既に相続が発生しているところは4月1日から3年間の経過措置になっています。法務局での手続きでは、時間も掛かることがありますし、簡易な申告ということで、代表者の方がそれそれ、相続権者の名前や住所をわかるようにしておけば、現時点では確認が可能といったこともありますので、皆さんに周知していただけたらと思います。以上です。

崎谷推進委員 今の意見に関連して、向こう3年間の中で、4月1日以降に亡くなられた方は法的に相続登記をしなさいという事ですよね。現契約で代表相続人が登記を終えられた段階で再度、契約書面を作り直しすることもあるのですかね？検討事項という形での考えていかないといけないと思っています。以上です。

会長 他にご質問ございませんか。

階本推進委員 少なくとも新規で4反を借り受けて耕作する農業者の説明をどうしてしないのでしょうか。●●さんという人は、桜江町の川越で新たに4反と畠を耕すと申請がでているんですよね。新規就農者の場合は、状況の説明をするべきだと思います。ただ単に記載してあるだけするだけではなく、そういうところはきちんと押さえておかないといけないのではないかと私は思います。

農林堀江係長 ●●さんですが、名義上は、女性の名前で契約されていますが、実際耕作されるのは息子さんが耕作すると伺っています。息子さんが、渡地区で農業を始めたいということ言っておられて、今まで営農経験がない方なので、一旦お母さん名義で借り受けて、息子さんが耕作。作目はさつまいも等の芋類ということを伺っています。桜江の地元の方です。

会長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 大きな変化があったときは、きちんと説明するということが大事じゃないかな。以上です。

8番委員 すみません。少し不安というか疑問なのですが、保留の市山の件ですが、工期が今月の21日からなのに、工期が遅れて影響が出るとか、次の7月の会議で決定するはどうなのかと思ったもので、たとえば、話し合いに行かれて納得されたら了承するのかとかが気がかりです。

会長 今審議している農業経営基盤法の質問じゃないので、あとでよろしいですか。

会長 ほかにご質問ございませんか。他に質問等が無いようありますので、承認される方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会長 次に意見第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（所有権移転）」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、意見第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（所有権移転）」です。1番です。桜江町市山●●●番●、地目は畠、●●●m²です。所有権を移転する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は、●●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●番地●です。2番です。桜江町市山●●●番●、地目は畠、●●●m²、所有権を移転する者は、●●●●さんになっていますが、登記がかわっておりまして●●●●さんです。●●市●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は、●●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●番地●です。これは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、●●●●●●●が間に入って手続きを行う売買事業の一環で、現在の地権者から●●●●●●●に所有権移転ということです。再来月には、●●●●●●●から担い手への所有権移転が行われることになります。次ページから地図がついていますのでご確認ください。以上です。

会長 只今事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問ございませんか。

湯淺推進委員 ●●さんは、亡くなられてますよね。

事務局 さきほど、●●●●さんは亡くなって、●●●●さん ●●市●●町●●●番地●になったと説明させていただきました。

湯淺推進委員 所有権移転は売買ですよね？これは、農地利用集積計画の中で売買していいのですか。

事務局 これは中間管理事業で行う売買事業で、以前もあったのですが、まず、地権

者から振興公社に所有権移転を行って、次に振興公社から担い手さんへの所有権移転が行われるという事業です。

湯淺推進委員 申請はこれでいいんですね。

事務局 申請は農業経営基盤強化促進法に基づく売買契約なのでこれで構いません。

会長 植本さんは説明いいですか？

振興公社植本 特別ありません。売買事業で所有権移転が行われるのは、他の地域でも行われています。江津市が特別なわけではありません。

会長 他に質問等が無いようあります。採決をいたします。承認される方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます、よって意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（所有権移転）」については承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答させていただきます。

その他

会長 次に、日程第9、その他について、和田委員さん、どうぞ。

8番委員 あの、先ほどの一時転用の件ですが、工事が遅れたら大丈夫かと心配しましたので、受理保留をしたのですが、やはり県ときちんと話し合って、もう少し早く手続きに入ることが一番だと思うのですが、それで二ヶ月も遅れて大丈夫なのでしょうか。

2番委員 あの、すみませんが、申請地内で盛土されているという箇所というのはどこなのでしょうか。今回の申請地以外の玉川沿いの県用地には盛土してある箇所もありますので、場所をきちんと示してもらえばよいのですが。

9番委員 事務局と県土整備事務所が話をするというのだからいいじゃないですか。

2番委員 自分は現場と合わせて、これで間違いないと判断したものだから。。。

9番委員 現地確認して協議するのだからいいじゃないですか、当日に、その図面を持ち寄っていただいて、会長と事務局と県の担当者で整合性を確認したいな。

2番委員 玉川の川底を、さらった土を盛っている場所は、県の所有物なのです。

事務局 現地を確認します。そのときには、会長、副会長、事務局、県の担当者で立ち会って話をさせていただこうと思います。早々に日程調整をして、場をもうけてもらいたい、確認をするということが一番先です。その次に工事届の受理・

承認ということです。許可ではなく受理、承認の通知になる案件なのですが、取水期ということで、工事が中斷している状況です。しかし、現地の状況も踏まえて、急ぐようであれば、会長、副会長に承認をいただいて、来月の総会を待たずに受理通知の発行を検討したいと思います。

会 長 事務局からその他について、総会にはかるべき案件はありますでしょうか。

事務局 1点ほどございます。先月、3条申請であった農地の取引金額に関する質問ですが、高額すぎるのではないか、計算の間違いではないかと指摘されたものです。確認したところ、記載してある金額に間違いないようです。位置的な条件で価格が違うようで、市道や県道等の道路の取り付け状況によるものなど、地価の違いによるものでないかということです。計算間違いでないので、ご承知いただきたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

会 長 その他について、皆さんのはうからなにかございますか。よろしいでしょうか。そのほか、事務連絡等は総会終了後行います。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和6年度、第3回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次の開催は、7月22日月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違のないよう、よろしくお願ひいたします。

[閉会 午前11時37分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会長

署名委員

署名委員